

過疎という言葉は嫌いですが、議論を尽くして住民がつながっている宮本区が大好きです。



いたぐす くに お 板楠 邦雄さん(平川) ⑤
ふるしやう かずゆき 古庄 和之さん(平川) ⑥

今回は、昨年から宮本区の有志でこいのぼりをたて、普段から地域を盛り上げようと奔走している、板楠さんと古庄さんに話を聞きました。

こいのぼり

何がきっかけでこいのぼりをあげはじめましたか？

(古庄さん)宮本区でこいのぼりをあげたのは今年で2度目です。家庭で眠っているこいのぼりがあることを知り、区に呼びかけたら結構集まりました。それから、有志を募って山から木を切り出し、皮をはぎ、クレーンやショベルで土台を作りしました。最後に公園の桜と桜を結んでこいのぼりをあげましたが、桜の花と相まって見事なこいのぼりが完成しました。

地域の反応や感想を聞かせてください。

(板楠さん)4月初旬から5月中旬まであげますが、いつも誰かが見に来ていました。特に、お年寄り・子どもたちが喜んでくれましたね。こいのぼりを下ろす時には「今度はなんぼすつとね」と子どもたちにも尋ねられ、子どもたちのワクワクした様子が伝わってきて、私たちの方も「やったー」と、楽しくなりました。でも、隣近所に迷惑がからぬ田舎だからこいのぼりたてたのが面白いですね。

ふるさとを次世代に

宮本区の現状と取り組みを聞かせてください。

(板楠さん)一般的に言えば宮本区は過疎地域とが限界地域で表現される集落でしょうね。高齢化率は高く、全体としての子どもの数は少ないです。しかし、この状況を利点に変えられないかと発想の転換をしました。過疎という言葉は嫌いですが、区民で議論を尽くし心豊かな関係につながれば、小さな集落でも住民主導の村づくりができるのではないかと確信しました。こいのぼりはその一例です。

(古庄さん)また、今では珍しくなった3世代・4世代世帯も少なくありません。家族はそれぞれの役割を生活の中で学び、知恵を出し合って協力しています。これが、宮本区を形成しているものになっていきます。

人権教育についてどう考えますか。

(古庄さん)人権というのは宮本区の誰もが幸せに暮らす権利だと思います。そして、人権教育は、どんな問題でも他人事ではないことに気付くことから始まるのではないのでしょうか。そのためには、日頃から情報を共有することが不可欠です。人と人とのつながりに期待しています。

最後に夢や目標を聞かせてください。

(板楠さん)宮本区では1月には綱引き、8月には提灯行列などの伝統行事を行っています。また、子ども神楽、その親世代の大人神楽などの伝統芸能も継承されています。その他に昨年は25年に一度の年季祭があり、宮本区の老若男女は仮装や踊り、神輿などで道行し、終日賑わいました。さらに、一昨年から門松と大しめ縄を作り始め、既存の伝統にまた一つ新たな伝統をスタートさせたところですよ。

(古庄さん)子どもの頃の楽しい思い出は大人になっても脳裏から消えることはありません。むしろ鮮明によみがえります。今、私たちは宮本区に生まれて良かったと、ふるさとを身近に感じています。ですから、子どもたちにもふるさとを楽しい思い出をたくさん作って欲しいですね。笑顔で満ちる村づくりが目標です。



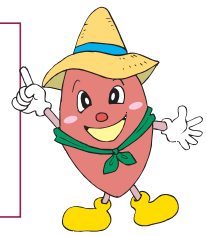
次はどんなことで区の人たちを楽しませてくれるのでしょうか。しばらくこの2人から目が離せません。

税金 さくらんぼの
vol.19
税務課
☎(293)3117

身体障害者手帳などを持っている皆さんへ 軽自動車税が減免される ことがあります

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、車両の税金が減免される場合があります。要件がありますので詳しくはお問い合わせください。
※減免は1人1台まで(普通自動車を含む)、申請は毎年行ってください。

- 申請に必要なもの
 - 身体障害者手帳などの各種手帳
 - 運転免許証
 - 自動車検査証(車検証)
 - 納税通知書
 - 印かん
- 申請期限 5月23日(金)



自動車税の納付は6月2日までに

自動車税の納税通知書を5月初めに送っています。期限の6月2日(月)までに、最寄りの金融機関やコンビニエンスストア、各地域振興局税務課、熊本県税事務所、自動車税事務所まで納めてください。また、今年度から、パソコンなどを利用して、クレジットカード(VISA、Master)による納付もできるようになりました。ぜひご利用ください。

環境への配慮から 自動車税の税額が増減されます

環境への配慮から、排気ガスや燃費性能が優れた環境負荷の小さい自動車(新車)は自動車税が軽減され、一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は自動車税が加算されます。

- 平成20年度に自動車税が加算(約10%)される自動車
- ディーゼル車 平成9年3月31日以前の登録のもの
 - ガソリン・LPG車 平成7年3月31日以前の登録のもの
- 問い合わせ 菊池地域振興局 税務課 ☎0968(25)4272

ひとつ 自動車税と軽自動車税

自動車税は県税ですが、軽自動車税は町税です。軽自動車税は、役場や指定の金融機関で支払うことができます。自動車税と違いコンビニエンスストアやクレジットカードで納めることができませんので注意してくださいね。

所得税から住宅ローン控除額を 引ききれない人へ 申告はお済みですか？

住民税の住宅ローン控除は、広報おおづ12月号、1月号で詳しくお知らせしています。所得税から住宅ローン控除を引ききれなかった場合に平成20年度以降の住民税から控除できるようになりましたが、申告が必要です。該当される人で、まだ申告がお済みでない人は、源泉徴収票と印かんを持って役場で手続きをしてください。



申告が必要です！ 平成19年に所得が減って 所得税が課されなくなった人

税源移譲により所得税と住民税の税率が変更になりました。所得税率軽減の影響を受けず、住民税率増加の影響のみを受ける人は、既に、納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額をお返しします。所得変動に伴う住民税の返還を受けるためには申告が必要です。平成19年度分住民税を課税した市区町村(平成19年1月1日に住んでいた市区町村)に減額申告書を提出してください。他の市区町村へ転居した人は、ご注意ください。

- 申告期間 7月1日(火)～31日(木)
- 申告先 平成19年1月1日に住んでいた市区町村

※税源移譲とは…地方の税収を増加させるために、所得税と住民税の税率を変えること。